

避難指示解除準備区域（浪江町）において関節リウマチの持病を抱えつつ生活していたが、原発事故による避難生活によって新たに肺疾患等を患い、健康状態が悪化して平成26年7月に亡くなった亡父を相続した申立人ら（母及び子）について、1. 亡父の死亡慰謝料及び逸失利益につき、亡父の避難後の病状の変化等を考慮し、原発事故の影響割合を2割として賠償され、2. 亡父の平成23年3月分から平成26年7月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）につき、症状の悪化の程度に応じて、月額4万円、6万円又は10万円が賠償されたほか、3. 亡父の生命身体的損害（治療費、入通院慰謝料）等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡Aが平成26年7月〇日に死亡し、申立人らが、亡Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人らの知る限り、申立人らが、亡Aの全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| 1 亡Aの死亡慰謝料（相続人ら固有の慰謝料を含む） | 320万円 |
| 2 逸失利益（亡A分） | 276万4115円 |
| 3 亡Aの火葬費用 | 8万円 |
| 4 生命・身体的損害（亡A分） | |
| (1) 治療費 | 54万2572円 |
| (2) 入通院慰謝料 | 15万5400円 |
| (期 間 自 平成26年6月1日 至 平成26年7月〇日) | |
| 5 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）の増額分（亡A分） | |
| (1) 平成23年3月分ないし平成24年2月分 | 各月4万円、合計48万円 |
| (2) 平成24年3月分ないし平成25年11月分 | 各月6万円、合計126万円 |
| (3) 平成25年12月分ないし平成26年7月分 | 各月10万円、合計80万円 |
| (期 間 自 平成23年3月11日 至 平成26年7月〇日) | |

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金928万2087円の支払義務のあることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 確認条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年4月11日

（仲介委員 小塚 眞史）